

中国税務速報

2014年8月20日

●1 国家外貨管理局が迂回投資に関連する外貨管理改革案を公布

2014年7月14日付で、国家外貨管理局は「国内居住者企業が国外特殊目的企業を通じ国外投資・融資及び迂回投資することに関する外貨管理についての通知」（匯發（2014）37号、以下「通知」という）を公布しました。

当該通知は、国外特殊目的企業の登記範囲を調整し、国内居住者企業が直接設立あるいは支配する国外特殊目的企業のみ登記手続きを行う必要があることを明確にし、国外特殊目的企業の設立登記、融資登記及び融資変更登記等の既存登記手続きを取り消すと同時に、登記変更の内容についても簡素化を図ることを明確にしました。

また、当該通知により資金の流出ルートが拡大され、国内居住者企業が購入した外貨を国外特殊目的企業の設立及び国外企業の運営資金へ使用することが認められることとなりました。その他、当該通知は国内企業の特種目的企業に対する融資制限を取り消すことを明確にしました。

当該通知は公布日より施行されました。

http://www.safe.gov.cn/resources/wcmpages//wps/wcm/connect/safe_web_store/safe_web/zcfg/zbxmwhgl/zjtzwhgl/node_zcfg_zbxm_kjtz_store/ce30120044b919a3a5ecf71fa25ece03/

●2 国家外貨管理局が一部地域の外資企業資本金の為替決済管理方式の改革試点を展開

2014年8月4日付で、国家外貨管理局は「一部地域の外商投資企業の外貨資本金為替決済管理方式改革の試行に関する問題の通知」（匯發（2014）36号、以下「通知」という）を公布しました。

当該通知における、「外商投資企業の外貨資本金の自由意思による人民元転」とは、外商投資企業の資本金口座の所在地の外貨管理局によって出資権益確認が行われた外貨資本金を、企業の実際の経営ニーズに基づき、銀行にて人民元へと転換することを言います。

試行区内に設立された外商投資企業の外貨資本金の自由意思による人民元転比率は暫定的に100%と規定されていますが、国家外貨管理局は国際収支形式に基づき適時に上述の比率を調整することができます。同時に、外商投資企業の外貨資本金の自由意思によって両替された人民元資本金が支払決済口座に振り込まれ管理されることとなります。

その他、当該通知により、外商投資企業の為替資金での国内持分投資の利便性が高まり、為替資金の支払管理も規範化されました。

当該通知は公布日より施行されました。

http://www.safe.gov.cn/resources/wcmpages//wps/wcm/connect/safe_web_store/safe_web/zcfg/zbxmwhgl/zjtzwhgl/node_zcfg_zbxm_kjtz_store/b863040044f9ac668af2ae04091e83bf/

●3 「中国（上海）自由貿易試験区条例」が8月より施行

2014年7月25日付で、上海市人民代表大會常務委員会は「中国（上海）自由貿易試験区条例」（上海市人民代表大會常務委員會公告第14号、以下「条例」という）を正式に公布しました。

当該条例は九章、五十七節に分かれており、管理体制、投資開放、貿易便利性、金融サービス、総合監督管理、法律環境等の面の全体制フレームを規定しています。

また、当該条例は、上海自由貿易区で試行されて以来関連するネガティブリスト管理モデル、工商登録制度の革新、貿易当局制度の革新、金融革新及び政府の監督管理モデル等の革新に関して、さらなる確認及び改善を図っています。

当該条例は 2014 年 8 月 1 日より施行されました。

<http://www.spcsc.sh.cn/shrdgzw/node5/node47/u1ai57639.html>

●4 交通運輸部が国内水路輸送及び補助業管理規定に関する事項を明確化

2014 年 7 月 21 日付で、交通運輸部は「国内水路輸送及び補助業管理規定に係る事項の実行に関する通知」（交水発（2014）141 号、以下「通知」という）を公布しました。

当該通知により、国外にて購入またはドライリースする必要がある普通貨船の水路運輸経営者は、購入またはドライリースの意向を確定した後に、新たに増加する普通貨船運送の方式で水路運輸管理部門に届出をしなければなりません。また、今後水路運輸管理部門はコンテナ定期船運送に対して届出管理を実施し、貿易コンテナ内支線登録証明書と国内・国外貿易コンテナ同船輸送試点届出証書を発行しないこととなります。

http://www.moc.gov.cn/zfxxgk/bnssj/syj/201407/t20140721_1652541.html

●5 税関総署がクロスボーダー貿易電子商取引に係る入出国貨物及び物品に関する監督管理事項を規範化

2014 年 7 月 23 日付で、税関総署は「クロスボーダー貿易電子商取引に係る入出国貨物及び物品に関する監督管理事項に関する公告」（税関総署公告 2014 年第 56 号、以下「公告」という）を公布しました。

当該公告により、電子商取引企業又は個人は、税関の承認を得ており、かつ税関とネットワーク接続する電子商取引プラットフォームを通じて貨物及び物品のクロスボーダー取引を実施する場合には、この公告に従って税関の監督管理を受けなければなりません。

また、電子商取引に係る入出国貨物及び物品を保管する税関監督管理場所の経営者は、税関に対し電子商取引業務の展開に係る届出申請をし、かつ、税関の監督管理を受けなければなりません。もし届出申請をしない場合には、電子商取引業務を展開してはなりません。

当該公告は 2014 年 8 月 1 日より施行されました。

<http://www.customs.gov.cn/publish/portal0/tab49564/info714483.htm>

●6 上海自由貿易区内の保険機構及びその高級管理人員の届出管理弁法を公布

2014 年 7 月 31 日付で、上海市保険監督管理委員会は「中国（上海）自由貿易試験区の保険機構及び高級管理人員の届出管理弁法」（滬保監発〔2014〕128 号、以下「弁法」と言う）を公布しました。

当該弁法により、上海市の水上運輸保険運営センター及び再保険会社は、上海自由貿易試験区内での分支機構の設立、分支機構住所の変更及び自由貿易試験区内の保険分公司高級管理人員の任命等についての届出申請を行わなければなりません。当該弁法は上記届出申請をする際に提出が必要な資料を明確にしています。

また、当該弁法により、上海市保険監督管理委員会は、企業が提出した資料について、収集した日より3営業日以内に、届出資料の審査を完了させ、上海保監会の届出印章を押し、保険機構に対して新しい「保険業務経営許可証」の受領または交換を通知する義務があります。

当該弁法は公布日より施行されました。

<http://www.circ.gov.cn/web/site7/tab350/info3924251.htm>